

令和3年9月9日  
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

株式会社 岡田工務店 群馬県高崎市箕郷町矢原1062-79

2 指名停止期間

令和3年9月9日 ～ 令和3年10月8日 (1ヵ月)

3 指名停止の理由

株式会社岡田工務店は、令和元年11月13日、高崎市井手町の浜川運動公園内工事現場において、工事作業員が顔面骨折する労働災害を発生させたが、事故の場所及び状況等を同社の敷地内で発生したものとして高崎労働基準監督署に虚偽の報告を行った。これにより、同社代表取締役に対し、令和3年5月7日、高崎簡易裁判所から労働安全衛生法違反のため罰金20万円の略式命令が出され、その刑が確定した。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不適當であると認められるため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約者の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149  
担当：経理課契約適正化専門官